

(別紙1)

キャッシュレス・消費者還元事業

キャッシュレス・消費者還元事業は、2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の9ヶ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

□消費者のみなさま

2019年10月より対象の店舗でキャッシュレス決済手段を用いてお支払いすると決済額に対してポイント還元します！

消費者のみなさま <https://cashless.go.jp/consumer/index.html> (リンクアドレス)

お問い合わせ：0120-010-975

受付時間：平日 10:00～18:00 土・日・祝日を除く

□中小・小規模事業者のみなさま

中小・小規模事業者のキャッシュレス決済導入（端末導入や決済手段料）を支援します！

中小・小規模事業者のみなさま <https://cashless.go.jp/franchise/> (リンクアドレス)

お問い合わせ：0570-000-655

(IP電話等用) 042-303-4203

受付時間：平日 10:00～18:00 土・日・祝日を除く

詳しくはキャッシュレス・消費者還元事業のホームページをご覧ください。

<https://cashless.go.jp/>